# 令和６年度　第２回香芝市空家等対策推進協議会　議事録

１.日　時：令和７年２月７日（水）　１３時００分～１４時５０分
２.場　所：香芝市役所３階　第１会議室
３.議題
（１）香芝市空家等対策計画の策定について
（２）管理不全空家等及び特定空家等の判断基準（評価指標等）について

「香芝市空家等対策計画」の策定および「管理不全空家等及び特定空家等の判断基準」について、次のような質問や意見、回答があった。

| | |
|---|---|
| 質問 | 空き家率の算定は、古くからの住宅地と新しい住宅地に分けて把握することが望ましい。 |
| 回答 | 古くからの住宅地と新しい住宅地との区別や自治会単位の区別なども把握していきたい。 |
| 質問 | 空き家は主に個別的事由によるものであるが、地域性との因果関係を示すのであれば、地域別の空き家率にて地域特性を分析するものではないと考える。また、国交省のエンディングノートの周知及び活用方法についてどう考えているのか。 |
| 回答 | 空き家と地域性の関係は、空き家を地図上に示すなどして把握する必要があると考えている。その対策として空き家対策促進区域の設定なども検討していかなければならないと考えている。<br>エンディングノートの活用方法等は、福祉部局と連携して進めていきたいと考えている。 |
| 質問 | 市民に対する周知について、例えば納税通知書に同封するなど、何か具体的な方法を考えているか。 |
| 回答 | 現在、納税通知書を利用して周知を行っており、ホームページや広報紙、新たに考えている終活パンフレットの活用などにより、更なる周知を図っていきたいと考えている。 |
| 質問 | 特定空家等の判断基準における評価項目について、多くの評価項目の判定ではＡかＢのいずれかとなっているが、一部「ごみ」などの評価項目の判定ではＢのみとなっている。どのような理由で設定したのか。 |
| 回答 | この判断基準は、奈良県が示す判断基準（案）を参考にしたものであるが、質問の「ごみ」の評価指標及び考え方については、過去の事例から本市で独自に設定したものである。敷地内におけるごみの堆積を想定したも |

| | |
|---|---|
| | のであり、危険度や緊急度などを踏まえて評価項目の判定をＢのみと設定している。 |
| 質問 | 管理不全空家等及び特定空家等の認定について、空家等対策推進協議会ではどのような協議が行われるのか。 |
| 回答 | 本市にて管理不全空家等及び特定空家等を認定するが、本市では今のところ認定事例がないことから、事例が集まるまでの間は空家等対策推進協議会に意見を伺うことを考えている。過去の事例から判断することが可能な場合などには、空家等対策推進協議会に事後報告する形とし、速やかに認定手続きを行う予定である。<br>空家等対策推進協議会には、判断基準に基づいて本市が行った評価について現地写真などの資料を用いて、意見を伺うことを想定している。 |
| 質問 | 空き家の実態調査について、どのように考えているか。 |
| 回答 | 空き家の実態調査は平成２８年度及び令和３年度に実施している。これまで５年間隔にて実施していることから、令和８年度を目安として実態調査の実施を検討したいと考えている。 |
| 質問 | 幅員別の空き家数のデータに示されているように、道路幅員が狭いところは空き家が残ったままという状況が続いている。どのような対策が考えられるか。 |
| 回答 | 空き家対策と関連して、道路拡幅整備の推進が根本的な対策になると考えている。 |
| 質問 | 流通過程にあるものを除いた実質的な空き家の推移は把握しているか。 |
| 回答 | 平成３０年と令和５年の国の住宅・土地統計調査の結果によると、平成３０年は約１，１００戸、令和５年度は約１，２００戸となっている。 |